

～第8期介護保険料のお知らせ～

介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行い、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までが第8期介護保険事業計画期間となります。小平町では、介護サービス見込み量と介護保険料の改定を合わせた第8期介護保険事業計画を策定しました。

小平町における第8期介護保険料は、昨年度までの3年間と変わらず、介護保険料基準額を月額4,981円(基準の第5段階)としています。

皆様におかれましては、経済的に大変厳しい昨今ではございますが、介護を取り巻く現状をご理解いただき、今後ともご協力賜りますようお願いいたします。

保険料段階	対象者				保険料率	年間保険料額(円)
	住民税課税状況		所得等の状況			
	世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	前年の公的年金等収入額と合計所得額の合計額	*生活保護受給者 *80万円以下	0.30	17,900円
第2段階	非課税	非課税		*80万円超え～120万円以下	0.50	29,800円
第3段階	非課税	非課税		*120万円超え	0.70	41,800円
第4段階	課税	非課税		*80万円以下	0.90	53,700円
第5段階	課税	非課税		*80万円超え	1.00	59,700円
第6段階		課税	合計所得額	*120万円未満	1.20	71,700円
第7段階		課税		*120万円以上～210万円未満	1.30	77,700円
第8段階		課税		*210万円以上～320万円未満	1.50	89,600円
第9段階		課税		*320万円以上	1.70	101,600円

※合計所得金額の改正箇所(第7期からの変更点): 第7段階と第8段階の区分を200万円→210万円
第8段階と第9段階の区分を300万円→320万円

※第1段階～第3段階は保険料軽減後の金額

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係(内線271・287)

介護保険制度のお知らせ

～高額介護(予防)サービス費の見直しについて～

■高額介護(予防)サービス費の上限額が一部変更となります

令和3年8月利用分から現役並み所得者が次の通り変更となります。

【令和3年7月利用分まで】

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
*現役並み所得者 同一世帯に課税所得1,450,000円以上の65歳以上の人が入り、その世帯の65歳以上の人の収入が単身の場合3,830,000円以上、2人以上いる場合は5,200,000円以上ある世帯の人	44,400円



【令和3年8月利用分から】

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
年収約11,600,000円以上 (課税所得約6,900,000円以上)	140,100円
年収約7,700,000円以上～約11,600,000円未満 (課税所得約3,800,000円以上～約6,900,000円未満)	93,000円
年収3,830,000円以上～約7,700,000円未満 (課税所得約1,450,000円以上～約3,800,000円未満)	44,400円

※一般区分や住民税世帯非課税者等の負担限度額は変更ありません。

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係(内線271・287)